

# まちづくりについて市長と話してみました

岩見沢の素敵だなと思うことや、皆さんの地域活動の話、まちづくりの話など、たくさんの方が市長と話しています。また、出されたご意見はできる限り市民の声として市の仕事にいかしていきます。

## これまでの市長室開放・移動市長室から皆さんの意見を紹介します



市長室開放で出された意見が実現し、側溝の整備ができました

市の中央児童館裏手にある私道を通行する車両が道路側溝に落ちるケースが多く見受けられ、大変危険な状況にあるため、早急な整備をお願いしたい。  
男性

私道は原則的に市で整備することはできませんが、当該道路の危険な状況に対し、安全・安心を確保する上で、早急に対応する必要があります。市役所で残土を提供しますので、町内会の皆様と市職員が一緒になって、側溝の整備をしませんか。私は市民の皆さんが支え合い助け合い、皆さんができないことは市役所が役割分担するという精神を持って、地域で仲良く支え合う街にしたいと思っています。  
市長

問合せ先 市秘書課

後期高齢者  
医療制度

## 障がい認定を受けている老人保健受給者の方へ

お知らせ

現在、老人保健制度の適用を受けている方は、加入している健康保険を脱退し、4月から後期高齢者医療に移ります。ただし、65歳から74歳までで、一定の障がいがあることで老人保健の受給者となっている方は、移らないこともできます。移る場合と移らない場合では、医療機関への自己負担割合や自己負担限度額、保険料などが異なってきます。

移らないことを希望する方は、3月31日(月)までに手続きをしてください。なお、手続きをした場合でも、4月以降に支給される年金から、後期高齢者医療の保険料が差し引かれることがあります。その場合は、後日お返しします。

対象者には、後日通知します。また4月1日以降に対象となる方は、身体障害者手帳の交付時などに後期高齢者医療への加入の確認をします。

	自己負担額	保険料
後期高齢者医療に移る場合	1割負担 (現役並み所得者は3割)	均等割 43,143円 所得割 (所得額 - 33万円) × 9.63% 均等割と所得割の合計が保険料です
後期高齢者医療に移らない場合	《65歳～69歳》3割負担 《70歳～74歳》2割負担 (現役並み所得者は3割) ※平成21年3月までは、1割負担。	現在加入している健康保険に確認してください ※平成20年度の国保保険料率は、6月ごろ決まる予定です。

北海道や市町村で行っている医療助成制度の適用状況により、実際の医療費の自己負担額は上記より少なくなることがあります。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係